

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(長期増分費用方式に基づく平成25年度の接続料等の改定)について

(諮問第3055号)

<目 次>

1	報告書(案)	1
2	申請概要	6
3	審査結果	11

別添

- 接続約款変更認可申請書(写)(東日本)
- 接続約款変更認可申請書(写)(西日本)

平成25年3月25日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会  
部会長 根岸 哲 殿

接 続 委 員 会  
主 査 東 海 幹 夫

報 告 書(案)

平成25年2月13日付け諮問第3055号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する  
 接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(案)  
 (長期増分費用方式に基づく平成25年度の接続料等の改定)

<p>意見1 第六次モデルの適用期間内であっても接続料が大幅に上昇する場合等においては、追加的な補正措置を講じるなど、柔軟かつ迅速な対応を検討すべき。</p>	<p>考え方1</p>
<p>○ 今回、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿より申請がなされた長期増分費用方式に基づく平成25年度の接続料(前年度比約0.6%の上昇(GC接続3分あたり))は、PSTNからIP網への移行を考慮した補正措置を導入したことにより、環境変化による影響を一定程度反映したものと理解しています。</p> <p>また、補正措置は3年間に渡り段階的に導入されることから、平成26年度以降もその影響が反映される一方、平成25年度の接続料算定に用いられたトラヒックは、前年度の接続料算定に用いられたトラヒックと比較し、例えば、GC接続(時間)で12.8%の減少、IC接続(時間)で11.7%の減少を示しており、来年度以降トラヒックが同様にまたはそれ以上に縮減した場合、平成26年度以降の接続料は更に上昇する可能性もあります。特に平成27年度の接続料に関しては、平成24年9月25日付答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方」(以下、「答申」という。)によれば、5.4円~5.9円(GC接続3分あたり)と予測の幅も大きく、LRIC導入以前の水準(平成11年度GC接続3分あたり5.57円)へと逆戻りしてしまうことも十分に考えられます。</p> <p>このように、接続料の大幅な上昇等PSTNを取り巻く環境が変化した場合に、速やかに対応できるよう対策を準備しておくことが必要と考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)】</p> <p>○ 先日認可申請が行われた平成25年度のPSTN接続料案は、GC接続・IC接続共に平成24年度と比べて若干水準が上昇しています。</p>	<p>○ 平成24年9月25日付情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方」(以下、「答申」という。)に示されたとおり、制度の安定性を確保する観点や接続事業者における事業運営の中期的な展望・予見性を確保する観点から、長期増分費用方式に基づく接続料算定方式の頻繁な変更は必ずしも好ましくないため、第六次モデルを用いた算定方式の適用期間内においては、接続料算定に係る追加的な補正等を原則として行わないことが適当である。</p> <p>ただし、IP網への移行の進展等により、第六次モデルの適用期間内に算定方式の前提としている事項が大きく変化することが明確になった場合には、その変化に引き続き適切に対応した接続料算定となるよう、速やかなモデルの見直しに向けた検討を行うことが適当である。</p>

今回、新たに構築された6次モデルを用いて算定されたことにより、コスト削減が図られた一方、そのコスト削減効果を上回る速度でトラフィックが減少している影響であり、平成26年度以降の接続料については、更に上昇していくことが考えられます。

6次モデルを導入する際、実際のネットワークとLRICモデルで想定されるネットワークにおける償却済み比率に差異があることに着目した補正措置が講じられましたが、当該補正について、LRIC費用への影響が大きいという理由から、3年間の激変緩和措置が取られたところです。

しかしながら、コスト削減が図られた6次モデル適用初年度でさえ、トラフィックの減少により前年度よりも若干ながら上昇していることを踏まえると、ユーザー利便を損なわないため、追加的な補正を加える等の柔軟かつ迅速な対応を検討することが必要と考えます。

【KDDI（株）】

<p>意見2 IP網への移行が進む中、現行のPSTNベースのLRICは、現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な技術・設備を採用するというその趣旨から乖離している。</p>	<p>考え方2</p>
<p>○ 答申において、「従来の長期増分費用モデルにおいて前提としている考え方では、今後の環境変化による影響が適切に反映されない可能性も想定される」と指摘されているとおり、IP網への移行が進む現状において、現行のPSTNベースのLRICは、「現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な技術・設備を採用する」というLRICの趣旨から乖離しているものと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB（株）、ソフトバンクテレコム（株）、ソフトバンクモバイル（株）】</p>	<p>○ 答申に示されたとおり、現行の長期増分費用方式は、既存事業者の実際のネットワークに内在している非効率性を排除することにつながっており、接続料算定における透明性や公正性の確保に大きく貢献しているものと認められる。特に、第六次モデルにおいては、回線数の減少に適切に対応した効率的なネットワーク構成となるよう必要な見直しを行うとともに、PSTNからIP網への移行の進展を踏まえた交換機関連設備の減価償却費等の補正を行う等、最新の実態への即応性等の観点からの改修が行われており、長期増分費用方式の趣旨に合致したものであると考えられる。</p> <p>なお、平成23年度長期増分費用モデル研究会においては、平成25年度以降の接続料算定のためのモデルとして、第六次モデルとともにIP-LRICモデルについての検討も行われたが、モデルの前提となる考え方やモデルを構築する際のネットワーク構成に係る技術的課題等について、さらに検討を要する事項が多く存在すると考えられることから、接続料算定に適用可能なIP-LRICモデルを構築することは困難であるとされたところである。</p>

意見3 次期モデルの検討については、PSTNからIP網への移行の進展等を踏まえ、IP-LRICモデルの検討を含むモデルの本格的な見直しを早期に開始することが必要。	考え方3
<p>○ また、「IP 網への移行の進展を踏まえた本格的な見直しについても検討が必要である。また、長期増分費用モデルを本格的に見直すためには十分な検討期間が必要となるものと考えられることから、次期モデルに関する検討を早期に開始する必要がある。」とも答申に示されていることから、平成 25 年度の可能な限り早期にモデル見直しの検討を開始すべきと考えます。</p> <p>なお、PSTN から IP 網への移行の進展を踏まえた本格的な対応の中でも、LRIC の趣旨や各社コアネットワークの IP 化が進展している現状に合致している点から IP 網をベースとした LRIC モデルを最も優先して検討すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB（株）、ソフトバンクテレコム（株）、ソフトバンクモバイル（株）】</p> <p>○ それと並行して、次期のPSTN接続料の算定方法について、IPへのマイグレーションが進展していることを踏まえ、IP-LRICモデルを含む何らかのIP化要素を取り込んだ算定方法を適用するなど、抜本的な見直しに向けた検討も速やかに開始すべきです。</p> <p>【KDDI（株）】</p>	<p>○ 答申に示されたとおり、第六次モデルの次期の接続料算定期間において適用することを想定した次期モデルの検討に際しては、PSTNを取り巻く今後の環境変化を踏まえつつ、「スコード・ノードの仮定」等の前提条件の見直し、IP-LRICモデルの導入可能性の検討といったIP網への移行の進展を踏まえた本格的な見直しについて検討が必要である。また、長期増分費用モデルを本格的に見直すためには十分な検討期間が必要となるものと考えられることから、当該検討を早期に開始する必要がある。</p> <p>なお、これらの検討に当たっては、PSTNからIP網への移行スケジュール等の詳細について、NTT東西から、適時適切なタイミングで更なる情報開示が行われることが望まれる。</p>

# I 申請概要

## 1. 申請者

東日本電信電話株式会社  
 代表取締役社長 山村 雅之  
 西日本電信電話株式会社  
 代表取締役社長 村尾 和俊  
 (以下「NTT東西」という。)

## 2. 申請年月日

平成25年2月5日(火)

## 3. 実施予定期日

認可後、平成25年4月1日(月)から実施。

## 4. 概要

接続料規則等の一部を改正する省令(平成25年総務省令第1号)が平成25年1月16日付けで公布及び一部施行されたことを受けて、NTT東西の接続約款について、所要の変更を行うものである。

具体的には、長期増分費用(LRIC)方式により算定される接続料について、平成25年度、平成26年度及び平成27年度の接続料算定に適用されるモデル(以下「第六次モデル」という。)を用いて算定された平成25年度の接続料を規定する等の変更を行うものである。

## 5. 長期増分費用方式に基づく平成25年度接続料の算定

加入者交換機能、中継交換機能、中継伝送共用機能、中継伝送専用機能等に係る接続料について、第六次モデルを用いて平成25年度の接続料を算定(具体的な改定額は「Ⅱ 接続料の改定額」を参照)。

	平成25年度接続料(3分当たり)	平成24年度接続料(3分当たり)
GC接続	5.29円 【対前年度比 +0.6% (+0.03円)】	5.26円
IC接続	6.81円 【対前年度比 +0.3% (+0.02円)】	6.79円

※ NTSコストの取扱い

- ・ き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コスト以外のNTSコストについては、接続料原価から全額控除。
- ・ き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コストについては、接続料原価に全額加算。

## 【参考】算定根拠

### 1. 通信量の予測

長期増分費用方式に基づく平成25年度の接続料算定に際しては、平成24年度下期及び平成25年度上期の通信量を通年化した予測通信量を採用。当該予測通信量は、以下の式により算定。

$$\begin{aligned} & \text{「平成24年度下期+平成25年度上期」予測通信量} \\ & = \text{「平成23年度下期+平成24年度上期」実績通信量} \times (1 + \text{対前年同期予測増減率}^{\ast}) \end{aligned}$$

※ 対前年同期予測増減率は、①平成24年10月～12月の主要な通信量の対前年同期増減率及び②平成25年1月～9月の主要な通信量の対前年同期予測増減率（当該率には、平成24年4月～12月の対前年同期増減率を用いる。）を、主要な通信量における平成23年10月～12月と平成24年1月～9月との構成比を用いて加重平均により算定。

（単位：百万回、百万時間）

		H23下+H24上実績 (括弧内はH22下+H23上実績)			H24下+H25上予測 (括弧内はH23下+H24上予測)			対H23下+H24上実績増減率 (括弧内は対H22下+H23上実績増減率)		
		東日本	西日本		東日本	西日本		東日本	西日本	
MA内	回数	3,870 (4,933)	2,029 (2,579)	1,842 (2,354)	3,119 (3,915)	1,642 (2,054)	1,478 (1,861)	▲19.4% (▲20.6%)	▲19.1% (▲20.4%)	▲19.8% (▲20.9%)
	時間	123 (159)	64 (83)	59 (75)	99 (123)	52 (65)	47 (58)	▲19.6% (▲22.2%)	▲19.4% (▲21.8%)	▲19.7% (▲22.7%)
MA間 ZA内	回数	2,017 (2,421)	960 (1,155)	1,058 (1,266)	1,719 (1,992)	814 (958)	905 (1,034)	▲14.8% (▲17.7%)	▲15.2% (▲17.1%)	▲14.4% (▲18.3%)
	時間	57 (73)	28 (35)	30 (38)	46 (57)	22 (28)	24 (29)	▲19.0% (▲22.1%)	▲19.3% (▲20.9%)	▲18.8% (▲23.3%)
GC接続	回数	24,241 (27,271)	12,273 (13,775)	11,968 (13,496)	21,418 (24,256)	10,912 (12,188)	10,506 (12,068)	▲11.6% (▲11.1%)	▲11.1% (▲11.5%)	▲12.2% (▲10.6%)
	時間	721 (830)	381 (440)	340 (389)	629 (726)	333 (385)	296 (341)	▲12.8% (▲12.5%)	▲12.7% (▲12.6%)	▲12.8% (▲12.4%)
IC接続	回数	20,856 (23,774)	10,004 (11,485)	10,853 (12,289)	18,735 (21,034)	8,959 (10,127)	9,776 (10,907)	▲10.2% (▲11.5%)	▲10.4% (▲11.8%)	▲9.9% (▲11.2%)
	時間	677 (790)	334 (392)	343 (397)	598 (689)	295 (344)	303 (345)	▲11.7% (▲12.8%)	▲11.8% (▲12.3%)	▲11.6% (▲13.3%)

## 2. 主な機能の接続料原価

主な機能の平成25年度の接続料原価は、以下のとおり。

(単位:百万円)

主な機能	平成24度	平成25年度	対前年度増減率
加入者交換機能			
NTSコスト付け替え前	296,344	257,273	▲13.2%
NTSコスト付け替え後 <sup>※</sup>	189,413	163,092	▲13.9%
中継交換機能	8,156	6,773	▲17.0%
中継伝送共用機能	9,014	7,749	▲14.0%
中継伝送専用機能	1,238	978	▲21.0%

※ き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コスト以外のNTSコストの控除。

平成25年度の接続料算定に際しては、加入者交換機能の接続料原価からNTSコストの全額を控除した上で、NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コストの全額を、加入者交換機能の接続料原価に加算。

上記のとおりNTSコストの付け替えを行うことにより、加入者交換機能に係る平成25年度の接続料原価は、以下のとおり。

(単位:百万円)

加入者 交換機 能に係 る接続 料原価	NTSコスト控除前				NTSコスト 控除後 ③	NTSコスト 加算額 ④(=①)	NTSコスト 加算後 ③+④
	NTSコスト						
	①	②	①以外の NTSコスト				
	257,273	140,591	46,409	94,181	116,683	46,409	163,092

(※)き線点RT-GC間伝送路コストは 29,790 百万円、局設置FRT-GC間伝送路コストは 16,620 百万円

## II 接続料の改定額

### ■長期増分費用方式に基づく平成25年度接続料の改定額

区分		単位	平成 25 年度接続料	平成 24 年度接続料
1 PHS基地局回線機能	タイプ 1-1 のもの	1 回線ごとに月額	東 1,644 円、西 1,712 円	東 1,623 円、西 1,685 円
	タイプ 1-2 のもの		東 1,644 円、西 1,712 円	東 1,623 円、西 1,685 円
2 加入者交換機能		1 通信ごとに	0.63222 円	0.66888 円
		1 秒ごとに	0.025884 円	0.025514 円
3 加入者交換機回線対応部専用機能		24 回線ごとに月額	23,977 円	25,943 円
4 加入者交換機回線対応部共用機能		1 秒ごとに	0.0027001 円	0.0027129 円
5 市内伝送機能		1 通信ごとに	0.17497 円	0.19787 円
		1 秒ごとに	0.0081287 円	0.0080700 円
6 中継交換機能		1 通信ごとに	0.17497 円	0.19787 円
		1 秒ごとに	0.0013972 円	0.0013429 円
7 中継交換機回線対応部専用機能		24 回線ごとに月額	1,967 円	2,364 円
8 中継交換機回線対応部共用機能		1 秒ごとに	0.00022247 円	0.00024803 円
9 中継伝送共用機能		1 秒ごとに	0.0031433 円	0.0031155 円
10 中継伝送専用機能				
ア 同一通信用建物内に終始する場合	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	24 回線まで月額	14,412 円	14,424 円
		24 回線を超える 24 回線ごとに月額	14,062 円	14,006 円
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	129,838 円	135,226 円
		672 回線相当月額	129,488 円	134,808 円
	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	388,815 円	404,842 円
		2,016 回線相当月額	388,465 円	404,424 円
イ ア以外の場合であって同一の単位料金区域に終始する場合	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	24 回線まで月額	16,619 円	17,374 円
		24 回線を超える 24 回線ごとに月額	16,269 円	16,956 円
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	150,160 円	163,616 円
		672 回線相当月額	149,809 円	163,197 円
	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	449,778 円	490,010 円
		2,016 回線相当月額	449,428 円	489,592 円
ウ アイ以外の場合	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	24 回線まで月額	17,868 円	18,854 円
		24 回線を超える 24 回線ごとに月額	17,518 円	18,436 円
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	161,662 円	177,866 円
		672 回線相当月額	161,312 円	177,448 円
	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	484,286 円	532,762 円
		2,016 回線相当月額	483,936 円	532,344 円
加算料				
(1) 10 ウ欄に規定する中継伝送専用機能を利用する区間の距離が 10km を超える場合の加算料	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	10km を超えるごと	94 円	103 円
		24 回線ごとに月額		
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	10km を超えるごと	862 円	992 円
(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額			
	10km を超えるごと	2,587 円	2,975 円	
(2) 中継伝送専用機能を利用してN TT東西が別に定める通信用建物	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	24 回線ごとに月額	2,207 円	2,950 円
		(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	20,321 円

	と異なる市外中継交換機に接続する場合等の加算料	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	60,963 円	85,168 円
11	中継交換機接続用伝送装置利用機能		672 回線ごとに月額	22,146 円	23,097 円
12	共通線信号網利用機能				
	ア 共通線信号網(特定端末系事業者の装置相互間を含む。)を利用して、PHS事業者のPHS端末の位置登録又は位置情報取得等を行う機能		1 信号ごとに	0.019685 円	0.018606 円
	イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能				
	ウ 共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能				
13	市内通信機能		1 通信ごとに	0.82148 円	0.89899 円
			1 秒ごとに	0.046245 円	0.046568 円
14	リルーティング通信機能		1 通信ごとに	1.0360 円	1.1203 円
			1 秒ごとに	0.052386 円	0.052422 円
15	リルーティング指示に係る網保留機能		1 通信ごとに	0.015006 円	0.014820 円
16	音声ガイダンス送出用接続通信機能				
	ア 加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能		1 秒ごとに	0.028334 円	0.027959 円
	イ 加入者交換機能、中継系交換機能、中継系伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能		1 秒ごとに	0.035171 円	0.034698 円
17	課金秒数送出機能		1 通信ごとに	0.039370 円	0.037212 円
18	リダイレクション網使用機能				
	ア NTT東西の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するためにNTT東西の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能		1 通信ごとに	0.038149 円	0.037676 円
	イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するためにNTT東西の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能		1 通信ごとに	0.029611 円	0.029188 円
19	PHS制御信号機能		活用型PHS事業者の提供する着信転送機能の1契約者ごとに月額	1.6038 円	1.6182 円
20	加入者交換機等接続回線設置等工事費				
	ア イ以外の場合		672 回線(50Mbit/s相当)ごとに	178,889 円	179,635 円
	イ 第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合		672 回線(50Mbit/s相当)ごとに	273,700 円	291,008 円

(注)タイプ 1-1: 平日昼間帯故障修理、タイプ 1-2: 全日昼間帯故障修理

# 審 査 結 果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審 査 事 項	審 査 結 果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	—	該当事項なし。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	適	接続料は、加入者交換機能等、接続料規則第 4 条に規定する機能ごとに定められており、適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	—	該当事項なし。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	—	該当事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	—	該当事項なし。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	—	該当事項なし。
7 他事業者が屋内配線設備（集合住宅向けに限る）を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	—	該当事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	適	他事業者が負担すべき工事費について、接続料の原価の算定方法に準じて計算されており、適正かつ明確に定められていると認められる。

9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第5号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
10 法第8条第1項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第6号及び審査基準第15条(1)カ)	—	該当事項なし。
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第7号及び審査基準第15条(1)コ)	—	該当事項なし。
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第8号及び審査基準第15条(1)ク)	—	該当事項なし。
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、施行規則第15条の2ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接收容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第9号及び審査基準第15条(1)ケ)	—	該当事項なし。
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第10号及び審査基準第15条(1)カ)	—	該当事項なし。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第11号及び審査基準第15条(1)カ)	—	該当事項なし。
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第15条(2))	適	接続料は、当該接続料の算定に用いられる資産及び費用が接続料規則第6条第1項に規定する総務大臣が通知する手順により整理されたものであり、かつ、同規則第4章に規定する算定方法により算定された接続料原価に基づいたものであることから、一般の申請内容は接続料規則の関係規定を満たしており、公正妥当なものとして認められる。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第15条(3))	—	該当事項なし。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第15条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。